平成２８年（フ）第５３号
福島市大笹生字内町９番地の１
破産者　**今**野　武雄
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４号
福島市本内字西町28番地の13
破産者　秋葉　妙子
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第７９８号
横浜市都筑区茅ケ崎中央42番13―601号
破産者　秋山　輝行
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１９号
神奈川県高座郡寒川町宮山3504番地　湘南サザン260　408号、前住所神奈川県茅ケ崎市香川６丁目９番37―３号
破産者　島田和歌子（旧姓中里）
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９号
神奈川県平塚市日向岡１丁目14番30号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市めぐみが丘１丁目23番38―３号
破産者　重田　久乃（開始決定時の姓稲）
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３号
佐賀県唐津市肥前町田野甲1296番地９
破産者　岩本　一彦
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第８０号
埼玉県本庄市中央１丁目２番19号
破産者　黒田　　衞
１　決定年月日　平成29年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３２３号
埼玉県本庄市見福１丁目２番39号　グリーンハイツ105
破産者　小井土孝一
１　決定年月日　平成29年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３９号
岡山県倉敷市中庄2979番地１
破産者　土井　勇輝
１　決定年月日　平成29年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
北九州市若松区北湊町13番地６
破産者　山平　忠義
１　決定年月日　平成29年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９８号
仙台市太白区西中田４丁目13番４号　すまいるライフ南仙台219、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘６丁目37番５号　タウンズ桜ケ丘102
破産者　鈴木　直人
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
宮城県名取市愛島台６丁目７番地の13
破産者　米谷　陽子（旧姓森）
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
仙台市太白区秋保町湯向５番地の17　ヴァンクエット湯向203
破産者　大波　紘治
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
仙台市太白区秋保町湯向５番地の17　ヴァンクエット湯向203
破産者　大波　光希
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
相模原市中央区相模原２丁目12番24―509号
破産者　京谷　鈴代
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３１３号
愛知県小牧市大字小牧原新田1466番地１　サニーパレス205号
破産者　佐渡原　隆
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０６号
愛知県津島市喜楽町５番地８
破産者　皆木　吉美
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８７号
神戸市中央区中島通１丁目３番10号
破産者　**眞弓**　恵子
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２８号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番404―402号
破産者　浦上　郁子
１　決定年月日　平成29年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部